

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する

重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波対策の充実強化について

- (1) 「防災・減災等に資する国土強靱化基本法」の早期成立を図り、ハード・ソフト両面にわたる国土の強靱化の積極的、長期的な取組みを行うこと。
- (2) 南海トラフの巨大地震による被害想定に基づき、早急に地震対策大綱等を策定するとともに、「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法）」の早期成立を図ること。また、高台移転がスムーズに進むよう、同法に土地が収用できる権限を盛り込むこと。

さらに、東南海・南海地震防災対策推進地域など、著しい地震災害が生じる恐れのある地域について、地震防災対策強化地域の指定を行うこと。

また、南海トラフ以外の地域においても地震・津波の被害想定について早急に明らかにし、総合的な対策を講じること。

- (3) 首都直下地震に対しては、「首都直下地震対策特別措置法」の早期成立を図るとともに、東日本大震災によって浮彫りとなった、首都圏特有の被害状況の分析を行ったうえで、総合的な対策を講じること。
- (4) 海底断層調査について、一層の推進を図るとともに、未確認断層については、断層調査の実施により、早急に国としての統一的な知見を示すこと。
また、地震・津波対策について、地域防災計画の見直し及び被害想定シミュレーションやハザードマップの整備等、地方自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。
- (5) 津波避難タワーをはじめ、避難路・海拔表示板の整備、道路法面を利用した津波一時避難場所の整備、特定避難困難地域に係る対策、浸水被害への排水等の津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (6) 津波浸水区域にある公共施設について、津波避難施設としての改築や防災拠点施設としての浸水区域外への移転に対する財政措置を拡充するなど、津波防災対

策の更なる充実強化を図ること。

また、企業や住宅、避難所等の高台あるいは内陸移転について、土地利用の規制緩和を行うこと。

さらに、防災避難広場等に係る施設の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。

(7) 防災拠点や避難所等の耐震化を強力に推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の耐震改修や大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

(8) 民間建築物の耐震化を促進するため、社会資本整備総合交付金等、現行制度における補助要件の緩和や財政措置の拡充を図ること。

(9) 災害が発生した際の緊急輸送、避難機能の確保のため、耐震強化岸壁や浮棧橋の整備を推進すること。

また、内陸への津波の侵入を防止するため、防潮堤や河川堤防、港湾施設等の嵩上げや耐震改修、樋門等閉鎖の迅速化を早急に実施するとともに、地方負担への十分な財政措置を講じること。

(10) 液状化の発生メカニズムの解析と液状化対策の調査研究を進め、液状化対策を推進するための法整備を行うとともに、財政措置を講じること。

また、被害が発生した場合の住宅への更なる財政支援や、公共施設の復旧に向けた指針を作成すること。

2. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線については、そのデジタル化や、市町村合併に伴う統合整備等に対する財政措置の拡充を図ること。

また、国や消防機関等の無線局と同様、電波利用料を全額免除すること。

さらに、住民等からの情報が入りにくい地域における災害を早期に発見し、周知することができる情報収集システムを整備すること。

(2) 地域の防災力を強化するため、地方自治体が実施する自主防災組織の活動支援及び防災資機材の整備支援に対して財政措置を講じること。

また、自主防災組織が、防災のために津波避難施設（避難路・避難地・避難地備蓄倉庫等）を農地に整備する際の農地転用手続きについて、手続きを行わずに施設の整備が可能となるよう農地法の緩和規定を設けるとともに、避難地に専ら防災

のための備蓄倉庫の用途に供する簡易な施設を整備する際の建築確認申請についても、申請が不要となるよう建築基準法の緩和規定を設けること。

- (3) 災害応急対策又は災害復旧に必要な備蓄物資・資材の購入及び更新に要する経費について、必要な財政措置を講じること。また、食糧、生活必需品等の膨大な備蓄を要するものについては、国において備蓄供給体制を確立すること。

さらに、災害時における安定的な燃料供給体制の構築のため、自治体が設置する危険物施設（貯蔵所、取扱所）に対する財政措置を講じること。

- (4) 富士山火山防災対策については、監視機器の充実を図るとともに、火山灰や融雪型火山泥流等の更なる分析、避難など実際の運用、火山情報の共有化及び情報提供のあり方、関係機関の連携のあり方等の調査・研究を行い、防災対策に係る協議を継続すること。

また、東海地震と同様、火山情報に応じた高速道路活用の防災体制がとられるよう体制整備を行うこと。

- (5) 帰宅困難者への対策として、一時避難場所の確保や事業所の社会的責務の明確化を推進するなど、帰宅支援において行政や事業者を含めた関係機関が連携を図れる体制を整備すること。

また、避難所や医療救護所、防災備蓄品の整備における国庫負担の対象に、災害発生前の事前準備に要する費用も含めること。

さらに、一時滞在施設等における帰宅困難者に対する救護措置等の結果について、賠償責任を問わないよう法整備を行うこと。

- (6) 住民ニーズを踏まえたきめ細かな防災・減災対策が実施できるよう地方自治体が柔軟に活用できる交付金制度を創設すること。

また、緊急防災・減災事業債について、平成 26 年度以降も継続するとともに、発行枠の拡大、事業費の増額をし、割落としかかからないように措置すること。

- (7) 基幹的広域防災拠点等の設置箇所を早急に増やすとともに、整備に当たっては、地元都市自治体に負担が生じないよう財政措置を講じること。

3. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 災害復旧・復興を早期かつ着実に進めるため、国が負担する災害復旧事業の採択基準の緩和及び事務手続きの簡素化等の措置を講じること。

また、災害復旧事業に係る経費は膨大なものとなるため、その地方負担分に対し、さらなる支援の充実を図ること。さらに、平成 22 年に廃止された災害復旧

事業に係る工事雑費や事務費等に対する国庫補助を早急に復活させること。

(2) 大規模災害発生時の被災自治体への支援を効果的に行うため、災害救助法及び関係する諸制度において、支援物資の提供、職員の派遣などの基礎自治体間の支援に係る仕組みや国の財政負担などを明確に位置づけること。

(3) 台風等により甚大な被害が生じた地域における生活再建支援や復旧・復興について万全の対策を行うこと。

また、激甚災害指定の迅速化を図るとともに、激甚災害に指定されない被害についても、特段の財政支援を行うこと。

さらに、市町村単位に適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、同一災害により被災した全ての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

(4) 災害援護資金貸付制度については、東日本大震災の被災者への特例措置同様に償還免除要件の拡大など、借受人の困窮状態あるいは所在不明等の実情に応じ、弾力的な取扱いができるようにすること。また、償還不能となった借受人及び保証人の償還金については、国も応分の負担を行うこと。

(5) 東日本大震災に伴う地殻変動により、市町村管理の公共基準点について改定が必要となることから、改定に伴う費用について財政措置を講じること。

4. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 活動波を含む消防救急無線のデジタル化に対する補助対象要件を緩和するとともに、財政措置を拡充すること。

(2) 消防庁舎建替事業について国庫補助の対象とするとともに、消防の広域化に対する財政措置を拡充すること。

また、消防防災施設整備費補助金については、防災備蓄倉庫の整備に対する補助要件を緩和するとともに、消防団施設の耐震化、既存の非耐震防火水槽の耐震補強工事を補助対象とすること。さらに、緊急消防援助隊設備整備費補助金についても、補助対象及び補助基準額の拡充を図ること。

(3) 常備消防費及び救急業務費等を含む消防費の単位費用算定基礎は、現行「人口」であるが、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した算定とすること。

(4) 消防団の装備について、大災害時にも適切に対応しうるよう機動性を高め、更に安全性を強化するため、新しいIT技術の活用(双方向通信システムの導入)、

個人装備の安全性の向上（安全性の高い靴・手袋等の着用の義務付け）等装備の基準を抜本的に見直し、所要の財政措置を講じること。